

強化指定選手ランキング規定および強化助成費規定一覧表<改定>

※太字部分が改定箇所

2017年5月31日 第99回理事会承認済み

| ランキング | 指定条件 | 指定方法と指定時期 | 日本連盟費用負担範囲 | 費用負担条件 | 選手個人負担 |
|-------------|---|---|--|---|----------------|
| Aクラス指定 | 太極拳, 南拳, 長拳の国際競技種目で, アジア選手権大会, 世界選手権大会等の日本代表選手となった者 | 日本代表選手に指定されて確定。 当該国際大会終了後はBクラスに戻る。 | 1. 中国等海外における強化訓練の渡航費用, 滞在費, 訓練費用等の全額 2. 当該国際大会の開催までに, 本部研修センターまたは大阪トレーニングセンターで行われる強化訓練を受ける際の, 国内往復交通費。 3. 「代表選手合宿」を実施する際の, 参加費用全額 4. 毎月4万円の強化助成金を, 代表決定月から当該国際大会終了月まで支給する。 | 1. は指定確定後, 当該国際大会終了まで有効。回数は2回以内, 対象期間は合計で14日間以内。なお, 海外訓練渡航助成費申請書(A)の承認により決定。 2. 強化訓練の回数制限なし。但し, 選手強化委員会と強化担当コーチの承認が必要(国内交通助成費申請書による申請)。 4. は, 毎月末に送金する。但し「A」選手としての活動を停止した場合は支給を停止する。 複数大会で指定を受けた場合の支給は重複しない。 | 指定外の滞在費, 訓練費用等 |
| Bクラス指定 | 1. 選手強化委員会が実施する国内強化合宿の参加指定を受けた者で, さらに海外強化合宿の参加指定を受けた者 2. 選手強化委員会が特に指名する者 | 選手強化委員会が 海外強化合宿 の参加選手を指名することで, 確定 | 1. 選手強化委員会が実施する国内強化合宿および海外強化合宿の参加費用の全額 2. 強化訓練を受ける際の往復交通費用(実費) および訓練費用 | 2. は当該年度内に6回以内の限度内。 なお, 国内交通助成費申請書の承認により決定 | 2. の食費・滞在費 |
| Cクラス指定 | 選手強化委員会が実施する国内強化合宿の参加指定を受けた者 | 選手強化委員会が国内強化合宿の参加指定をすることで, 確定 | 1. 選手強化委員会が実施する国内強化合宿の参加費用の全額 | | |
| ジュニア Aクラス指定 | 太極拳, 南拳, 長拳のジュニア国際競技種目で, アジアジュニア選手権大会, 世界ジュニア選手権大会等の日本代表選手となった者 | JOCジュニアカップ大会, または日本代表選考合宿後に指定。 当該国際大会終了後はBクラスに戻る。 | 1. 当該国際大会開催までに, 東京・本部研修センターまたは大阪・トレーニングセンターで行われるジュニア強化訓練を受ける際の, 往復交通費用(実費) 2. 上記強化訓練を受ける際に, 当該選手のコーチ1名が帯同するための往復交通費を2回以内に限り支給する。 3. 訓練費用 | 強化訓練の期間, 回数に制限を設けないが, ①選手強化委員会と強化担当コーチの承認を得たうえで, 両センターのジュニア強化訓練の日程に従って参加しなければならない。②国内交通助成費申請書の承認により決定 | 食費, 滞在費等 |
| ジュニア Bクラス指定 | 東・西選手強化委員会が指名して, 東京・本部研修センターまたは大阪・トレーニングセンターで行われるジュニア強化訓練を受けることができる者 | 1. JOCジュニア大会後の日本代表候補に選ばれた者 2. ジュニア選手のレベルアップ動向に基づいて, 東・西選手強化委員会が, 随時, コーチ会議を開催したうえで指定 | 1. 東京・本部研修センターまたは大阪・トレーニングセンターにおいて行われるジュニア強化訓練を受ける際の往復交通費用(実費) 2. 訓練費用 | 当該年度内に6回以内の限度内ただし, ①選手強化委員会と強化担当コーチの承認を得たうえで, 両センターのジュニア強化訓練の日程に従って参加しなければならない。②国内交通助成費申請書の承認により決定 | 食費, 滞在費等 |
| ジュニア Cクラス指定 | 選手強化委員会が実施する「全国ジュニア強化合宿」の参加指定を受けた者 | 選手強化委員会が「全国ジュニア強化合宿」の参加指定を受けた者を指名することで, 指定が確定 | 1. 「全国ジュニア強化合宿」の参加費用の全額 | | |